

# 有料職業紹介事業（個人） <新規許可>

## 提出様式

①	<b>有料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）</b>	原本1部	コピー2部
②	<b>有料職業紹介事業計画書（様式第2号）</b> ※複数事業所を同時に申請する場合、事業所ごとに作成	原本1部	コピー2部
③	<b>届出制手数料届出書（様式第3号）</b> ※「上限制手数料」を選択する場合は不要	原本1部	コピー2部
④	<b>有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）</b> ※取扱職種範囲等（職種・地域）が「国内における全職種」でも、求人を受理とするために提出が必要 ※複数事業所を同時に申請する場合、事業所ごとに作成	原本1部	コピー2部

## 添付書類

①	<b>事業主の住民票</b> ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※本籍地記載のあるもの ※中長期在留者にあつては、住民票の写し（国籍及び在留資格の記載があるもの） ※特別永住者にあつては、住民票の写し（国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの）	原本1部	コピー1部
②	<b>事業主の履歴書</b> ※本人の署名または認印が必要。写真は不要 ※「氏名」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 ※「職歴」は入社・退社の年月、役員の時任・退任の年月（現在兼務している場合はその業種）を明記し、空白期間のないように（求職活動、法人設立準備等、詳細に記入） ※記載例参照	原本1部	コピー1部
③	<b>職業紹介責任者の住民票</b> ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※本籍地記載のあるもの ※中長期在留者にあつては、住民票の写し（国籍及び在留資格の記載があるもの） ※特別永住者にあつては、住民票の写し（国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの） ※事業主が兼務する場合は不要	原本1部	コピー1部
④	<b>職業紹介責任者の履歴書</b> ※事業主が兼務する場合は不要 ※記載方法は、事業主の履歴書と同様	原本1部	コピー1部
⑤	<b>職業紹介責任者講習会の受講証明書</b> ※許可申請日前5年以内に受講したもの	—	コピー2部
⑥	<b>最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書）</b> ※税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの） ※白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、青色申告決算書に換えて以下の書類 ・預貯金残高証明書 ・所有している不動産（土地・建物）の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書 ・負債がある場合は、金融機関の貸付金残高証明書	—	コピー2部
		原本1部	コピー1部
		原本1部	コピー1部
⑦	<b>最近の納税期における所得税の納税申告書（第一表）</b> ※税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの）	—	コピー2部
⑧	<b>最近の納税期における所得税の納税証明書（その2所得金額用）</b>	原本1部	コピー1部
⑨	<b>事業所施設に関する書類</b> ・申請者の所有に係る場合：建物の登記事項証明書 ・他人の所有に係る場合：建物の賃貸借契約書 （転貸借の場合：原契約書、転貸借契約書および原契約における貸主による転貸借の承諾書）	原本1部	コピー1部
		—	コピー2部
		—	（コピー2部）
⑩	<b>個人情報適正管理規程</b> ※様式例参照	—	コピー2部
⑪	<b>業務の運営に関する規程</b> ※様式例参照	—	コピー2部
⑫	<b>手数料表</b> ※様式例参照	—	コピー3部

※複数の事業所を同時に申請する場合、③～⑤、⑨～⑫は事業所ごとに用意してください。

※国外にわたる職業紹介を行う場合は、上記書類のほか別途添付書類が必要です。労働局にお問い合わせください。

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

## 手数料等

①	<b>収入印紙</b> 50,000円+18,000円×（職業紹介を行う事業所の数-1） ※収入印紙は郵便局等で購入
②	<b>登録免許税</b> 90,000円を納付した領収証書（原本） ※郵便局・銀行等で納付（納付書については大阪労働局需給調整事業部にて配布しております）